

令和8年度砂利採取業務主任者試験実施要項

水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課
電話 029(301)3584

1 試験日及び試験時間

令和8年11月13日(金) 午前10時 から 正午 まで

2 試験場所

水戸市笠原町978番6 茨城県庁行政棟11階 1103会議室
(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 書面による場合

ア 提出書類

① 受験願書

茨城県砂利採取法運用要領様式第7号(登録規則第10条)を使用すること。

② 受取希望申請書

茨城県砂利採取法運用要領様式第27号を使用すること。

※各県民センター長あてに申し込む場合も本様式の添付が必要です。

③ 写真

写真(縦6.0cm、横4.0cm)は、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

イ 受験手数料

受験願書(様式第7号)及び受取希望申請書(様式第27号)の提出と併せて茨城県収入証紙により次の金額を納付すること。

- ① 合格証の交付を紙面で希望する場合：8,000円
- ② 合格証の交付を電子データで希望する場合：7,880円

(2) 電子申請による場合

ア 申請方法

① 受験願書

いばらき電子申請・届出サービスの「令和8年度砂利採取業務主任者試験受験申込」のフォームに必要事項を入力し、写真の画像データをアップロードの上、送信すること。

② 写真

写真(縦6.0cm、横4.0cm)の画像データは、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、ファイルサイズは1MB以下、ファイル形式はjpeg、jpg又はpngのものをアップロードすること。

イ 受験手数料

申込フォーム送信後、茨城県から「審査終了のお知らせ」メールが届くので、クレジットカード又はペイジーをもって次の金額を納付すること。

① 合格証の交付を紙面で希望する場合：8,000円

② 合格証の交付を電子データで希望する場合：7,880円

5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 令和8年10月1日(木)から10月23日(金)まで

(持参による受付は土・日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課（以下、「技術革新課」という。）のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先に請求すること。ただし、郵送を希望する場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

7 受験願書の提出先

技術革新課及び最寄りの県民センター(日立商工労働センターを含む。)

なお、所在地等は次のとおり。

(1) 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

技術革新課 地域産業振興室 電話 029-301-3584

(2) 〒313-0013 常陸太田市山下町4119

茨城県県北県民センター 環境・保安課 電話 0294-80-3355

(3) 〒317-0073 日立市幸町1-21-2 (日立商工会議所会館内)

茨城県県北県民センター 日立商工労働センター 電話 0294-21-6711

(4) 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3

茨城県鹿行県民センター 環境・保安課 電話 0291-33-6056

(5) 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26

- 茨城県県南県民センター 環境・保安課 電話 029-822-7067
(6) 〒308-8510 筑西市二木成 6 1 5
茨城県県西県民センター 環境・保安課 電話 0296-24-9140

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

試験当日は、当該受験票に受験手続の際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

なお、電子申請により受験手続をした受験者については、技術革新課が受験票に写真を貼り付けて郵送するので、その受験票を持参すること。

9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、11月27日(金)午前9時00分に合格者の受験番号を技術革新課及び各県民センター環境・保安課(日立商工労働センターを含む。)に掲示する。

合格発表日以降については、技術革新課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、技術革新課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は技術革新課から合格者の住所地に郵送又は電子メールにおいて送付する。

10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票持参のうえ、技術革新課においてのみ法令・技術・合計点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

11 留意事項

欠席者向けの再試験は実施しない。欠席者に対しては、受験手数料は返納しない。なお、自然災害等により、試験を中止又は延期する場合があります、この場合の受験手数料の取り扱いについては次のとおりとする。

ア 試験を中止した場合

全ての受験者に受験手数料を返納する。

イ 試験を延期する場合

(ア) 受験者が再試験を受験する場合、当初納付した受験手数料を再試験の受験手数料としてあてるものとする。

(イ) 受験者が再試験を受験しない場合、受験手数料を返納する。

12 問い合わせ先

技術革新課(地域産業振興室)

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 電話 029 (301) 3584

- | | | |
|------|---|----------------------------------|
| (備考) | 1 | この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 |
| | 2 | ×印の項は、記載しないこと。 |
| | 3 | 本様式と併せて受取希望申請書（様式第 27 号）を提出すること。 |

※願書提出の際に、受験者の正面上半身の写真(縦 6.0cm、横 4.0cm)を添付してください(裏面には、撮影年月日・氏名・年齢を記入しておいてください)。
なお、写真は受験願書用と、試験当日持参用の 2 枚が必要です。

茨城県収入証紙
(消印を押してはならない)

受験手数料は
【紙交付希望】
茨城県収入証紙 8,000 円
となります。
【電子交付希望】
茨城県収入証紙 7,880 円
となります。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	
× 試 験 の 結 果	

記入不要です。

受 験 願 書

(記載例)

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 殿

氏 名 茨城 一郎

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業務主任者試験規則第 10 条の規定により申請します。

受験票等を郵送いたしますので、確実に郵便の届くよう、アパート・方書などは省略せずにご記入ください。

現 住 所	(〒 3 1 0 - 8 5 5 5) 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6 茨城アパート第 1 棟 2 3 4 号室(笠原方) (TEL 0 2 9 - 3 0 1 - 1 1 1 1)
氏 名	茨城 一郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

天災などやむを得ない事情により、会場や日程に変更が生じる可能性もありますので、連絡先をご記入ください。

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - 本様式と併せて受取希望申請書（様式第 27 号）を提出すること。

受取希望申請書

茨城県知事

殿

令和 年 月 日

(フリガナ)

氏 名 : _____

県が発出する処分通知等について、以下のとおり交付を受けたいので申請いたします。

返信書類の受取方法（希望する方に☑）

☐ 電子データ（電子メール）での受取希望

返信用メールアドレス : _____

☐ 書面（紙）での受取希望

（備考） 技術革新課へ提出する以下の申請様式にはこの申請書を添付すること。

（対象様式）第 1 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 9 号の 2

受取希望申請書（記載例）

茨城県知事

殿

令和〇年〇月〇日

（フリガナ）イバラキ イチロウ
氏 名：茨城 一郎

県が発出する処分通知等について、以下のとおり交付を受けたいので申請いたします。

返信書類の受取方法（希望する方に☑）

☒ 電子データ（電子メール）での受取希望

返信用メールアドレス：〇〇〇〇〇〇@〇〇

☐ 書面（紙）での受取希望

**電子データの場合
記載したメールアドレスに合格証を送付するので
必ず記載するようお願いします。**

（備考） 技術革新課へ提出する以下の申請様式にはこの申請書を添付すること。

（対象様式）第 1 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 9 号の 2